

経済産業省

20251210保局第2号

発電用火力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和8年2月27日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

発電用火力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程

発電用火力設備の技術基準の解釈（20130507商局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

発電用火力設備の技術基準の解釈（20130507商局第2号）の一部を改正する規程

新旧対照表

〔改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。〕
 〔改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。〕

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第8章 [略]</p> <p>第8章の2 <u>バイオマス燃料設備</u>（<u>第102条の2</u>～<u>第102条の6</u>）</p> <p>第9章～第11章 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第8章 [略]</p> <p>第8章の2 <u>バイオマス発電設備</u>（<u>第102条の2</u>）</p> <p>第9章～第11章 [略]</p>
<p>第8章の2 <u>バイオマス燃料設備</u></p> <p>（<u>バイオマス燃料設備の技術基準の解釈</u>）</p> <p>第102条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第8章の2 <u>バイオマス発電設備</u></p> <p>（<u>バイオマス発電設備の技術基準の解釈</u>）</p> <p>第102条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>（用語）</p> <p>第102条の3 <u>省令第68条の3及び第68条の4に規定する「木質バイオマス等固体燃料の受入設備」（以下この条及び次条において単に「受入設備」という。）とは、木質バイオマス等固体燃料を受け入れる設備であって、受入建屋、受入ホッパーその他これらに類するものをいう。</u></p> <p>2 <u>省令第68条の3から第68条の5までに規定する「木質バイオマス等固体燃料の運搬設備」（次条及び第102条の5において単に「運搬設備」という。）とは、受入設備から燃焼設備に至るまでの箇所に設置される木質バイオマス等固体燃料を運搬する設備であって、ベルトコンベア、バケットエレベーターその他これらに類するものをいう。</u></p> <p>3 <u>省令第68条の3及び第68条の6に規定する「木質バイオマス等固体燃料の貯蔵設備」（次条及び第102条の6において単に「貯蔵設備」という。）</u></p>	<p>[新設]</p>

改正後	改正前
<p><u>とは、期間の長短にかかわらず、木質バイオマス等固体燃料を貯蔵する設備であって、サイロ、バンカー、野積場、屋内貯蔵場その他これらに類するものをいう。</u></p> <p><u>4 前各項に規定する設備は、石炭等の木質バイオマス等固体燃料以外の燃料を同設備において使用するものを含むものとする。</u></p>	
<p><u>(粉じんの除去)</u></p> <p>第102条の4 <u>省令第68条の3に規定する「適切な措置」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をいう。</u></p> <p>一 <u>受入設備、運搬設備及び貯蔵設備 木質バイオマス等固体燃料から発生する粉じんが堆積、飛散又は浮遊する箇所のうち、構造上清掃が容易でない箇所については、清掃を行うための足場を作ること、粉じんが堆積しない構造に変更することその他の清掃を容易にする措置を講じた上で、清掃を行うこと。</u></p> <p>二 <u>運搬設備及び貯蔵設備（野積場、屋内貯蔵場その他これらに類するものを除く。） 十分な集じん能力を持つ集じん機であって、当該集じん機の詰まりによる集じん能力の低下を防止するために必要な措置を講じたものを、ベルトコンベア途中の木質バイオマス等固体燃料の乗継ぎ箇所、ベルトコンベアからバケットエレベーターへの当該燃料の乗継ぎ箇所、当該燃料を運搬設備から貯蔵設備へ投下する箇所その他の爆発又は火災の発生を防止できる程度に粉じんが堆積、飛散又は浮遊しない状態を維持することが必要な箇所に設置すること。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(異常な摩擦熱等の対策)</u></p> <p>第102条の5 <u>省令第68条の5に規定する「適切な措置」とは、異常な摩擦熱が発生するおそれのある運搬設備の摺動部に、温度を測定するための装置を設置することその他の設備の摺動又は接触による異常な摩擦熱又は火花の</u></p>	<p>[新設]</p>

改正後	改正前
<p><u>発生を防止するための措置をいう。</u></p> <p><u>(発酵等による異常な発熱等の対策)</u></p> <p>第102条の6 <u>省令第68条の6に規定する「適切な措置」とは、次の第一号に適合し、かつ、第二号から第四号までのいずれかに適合するものをいう。</u></p> <p><u>一 木質バイオマス等固体燃料の払出しについて次のいずれにも適合すること。</u></p> <p><u>イ 当該燃料が長期間貯蔵設備に滞留しないよう速やかに貯蔵設備の外に払い出すこと。</u></p> <p><u>ロ 先に貯蔵設備に入れた当該燃料は原則として先に払い出すこと。</u></p> <p><u>二 非開放型の構造の貯蔵設備にあつては、外気温及び湿度の影響、貯蔵設備内の温度分布その他貯蔵設備の特性を考慮して木質バイオマス等固体燃料に含まれる水分を適切に維持することができるよう、湿度を測定するための装置を設置することその他の湿度を監視する措置を講ずること。</u></p> <p><u>三 外気温及び湿度の影響、貯蔵設備内の温度分布その他貯蔵設備の特性を考慮して木質バイオマス等固体燃料の異常な発熱を検知できる箇所に、温度を測定するための装置を設置することその他の温度を監視する措置を講ずること。</u></p> <p><u>四 非開放型の構造の貯蔵設備にあつては、貯蔵設備内の可燃性のガスの滞留及び分布その他可燃性のガスの発生に関する貯蔵設備の特性を考慮して可燃性のガスが発生するおそれがある箇所において、酸素及び一酸化炭素、メタンガスその他可燃性のガスの濃度を測定するための装置を設置することその他の可燃性のガスの発生を監視する措置を講ずること。</u></p>	<p>[新設]</p>